

## 令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び令和8年度白鷹町新規就農者育成支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において町長が別に定める事項について定める。

(事業主体)

第2条 実施要綱第3条に定める事業主体について、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施要綱第2条第1号アについては、過去3年間事業を実施した者は、事業主体となることができないものとする。

(2) 実施要綱第2条第1号イについては、過去に事業を実施した者は、事業主体となることができないものとする。

(3) 実施要綱第2条第2号については、「農業経営計画」の目標を達成する上で必要であると認められる場合、3年にわたり実施することができるものとする。ただし、この場合の交付要綱に基づき事業主体に交付される3年間の補助金の合計額は、50万円を超えないものとする。

(4) 実施要綱第2条第3号については、新規就農者等の定着を図る上で必要と認められる場合、雇用契約を締結した新規就農者等1人につき4年にわたり実施することができるものとする。ただし、実施要綱に基づき事業主体に交付される4年間の補助金の合計額は、雇用契約を締結した新規就農者等1人につき50万円を超えないものとする。

(事業計画書)

第3条 交付要綱第3条に定める事業計画書の提出にあたっては、次の各号の全てに該当すると認められるときは、当該事業計画書の承認を行うものとする。

(1) 事業内容が自身の「農業経営計画」の目標を達成する上で必要であると認められること。

(2) 「農業経営計画」を定めた者の経営収支その他に照らし、事業の実施が确实であると見込まれること。

(3) 事業費については、第三者機関等による見積り書又は積算根拠資料等により算定されていること。

(事業の実施)

第4条 事業の実施については、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号）第5条の交付の決定に基づき行うものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。